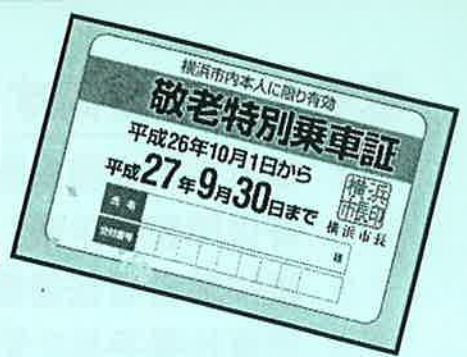


70歳以上の横浜市民の方へ

敬老パスのご案内



免許返納後の交通手段としても敬老パスをぜひご利用ください。

敬老パスとは

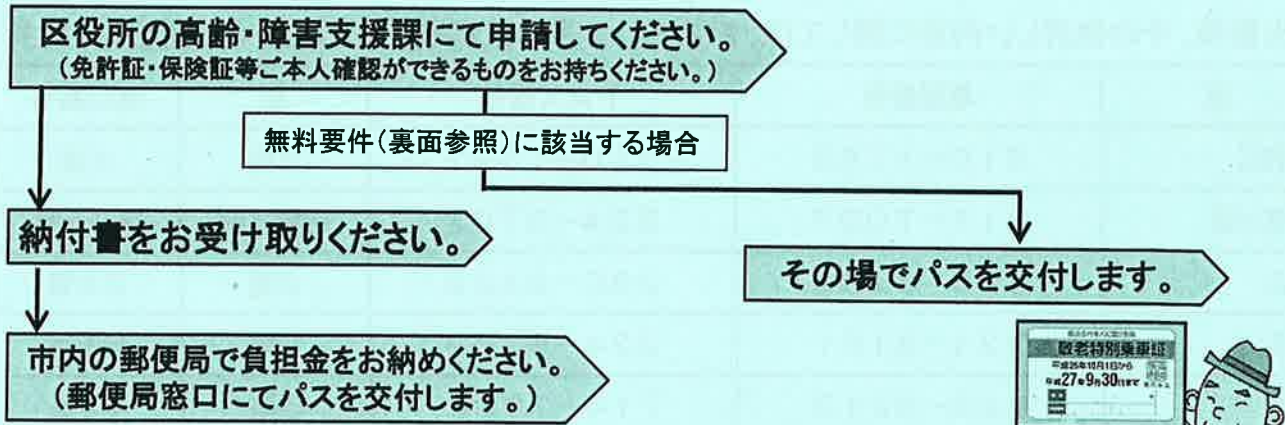
- ・横浜市営地下鉄
- ・横浜市営バス
- ・民営バス
- ・金沢シーサイドライン

が何回でも乗り降り自由なフリーパスです。

※横浜市営地下鉄・横浜市営バス・金沢シーサイドラインは全線ご利用いただけます。
 ※民営バスは原則として市内の停留所で乗車・又は降車する場合にご利用いただけます。

- ・横浜市内にお住まいの70歳以上の希望者に交付しています。
- ・有効期間は10月1日から翌年9月30日までです。

敬老パスの申請方法



敬老パスの負担金

敬老パスの交付には、下表の通り所得に応じた負担金が必要です。

課税の状況	所得などの状況	負担額 (年額)
	障害者手帳(1~4級)をお持ちの方等(裏面参照)	無料
市民税が 非課税の方	生活保護を受給している	3,200円
	世帯員全員が非課税	
	同一世帯に課税者がいる	4,000円
市民税が 課税の方	合計所得金額が150万円未満	7,000円
	合計所得金額が150万円以上250万円未満	8,000円
	合計所得金額が250万円以上500万円未満	9,000円
	合計所得金額が500万円以上700万円未満	10,000円
	合計所得金額が700万円以上	20,500円

※パスの有効期間の途中で申請した場合も年額をお支払いいただきます。
 (途中で対象者となった場合は月割りで計算します。)

敬老パスを受領する日に、次の要件に該当する方は無料です。

- 1 横浜市の介護保険料について低所得者減免を受けている。
- 2 身体障害者手帳1～4級を所持している。
- 3 精神障害者保健福祉手帳を所持している。
- 4 児童扶養手当を受給している。
- 5 愛の手帳A1～B2を所持している。または、知能指数が75以下である。
- 6 横浜市の母子生活支援施設に入所している。
- 7 被爆者健康手帳、戦傷病者手帳のいずれかを所持している。
- 8 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯に属している。

問合せ先

提出書類、その他詳しい内容に関しては、お住まいの区の高齢・障害支援課へお問合せください。

区	電話番号	FAX番号	階	窓口番号
鶴見区	510-1768	510-1897	3階	1番
神奈川区	411-7097	324-3702	別館3階	301番
西区	320-8493	290-3422	2階	28番
中区	224-8161	224-8159	5階	51番
南区	743-8213	714-7989	5階	41番
港南区	847-8454	845-9809	1階	10番
保土ヶ谷区	334-6382	331-6550	別館2階	20番
旭区	954-6115	955-2675	1階	3番
磯子区	750-2490	750-2540	5階	1番
金沢区	788-7773	786-8872	3階	9番
港北区	540-2317	540-2396	1階	11番
緑区	930-2317	930-2310	1階	1-3番
青葉区	978-2444	978-2427	2階	34番
都筑区	948-2301	948-2490	2階	16番
戸塚区	866-8429	881-1755	2階	10番
栄区	894-8539	893-3083	本館2階	22番
泉区	800-2430	800-2513	2階	214番
瀬谷区	367-5713	364-2346	4階	40番